事業用自動車事故調査報告書 概要 ~貸切バスの追突事故(東京都板橋区)~

事故概要

平成26年11月8日8時40分頃、東京都板橋区の首都高速5号池袋線(上り)において、同一事業者の貸切バス3台(先頭から1号車、2号車、3号車)が乗客合計85名を乗せて連なって走行中、合計4台の車両が関係する多重追突事故が発生した。この事故により乗客合計57名が軽傷を負った。

事故は、第2通行帯を走行していたオートバイが第1通行帯を走行する1号車の直前に急に車線を変更してきたため、1号車が急ブレーキをかけたものの間に合わず、オートバイに衝突したことで発生した。

その後、2号車は前方を走行していた1号車に追突し、3号車は、2号車に追突した。 さらに2号車は3号車の追突により押し出され、1号車に再び追突した。



原因

 第2通行帯を走行していたオートバイが、 進路変更禁止の規制がなされた場所である にもかかわらず、第1通行帯側に急に車線 変更してきたことにより、第1通行帯を走 行していた1号車の運転者が急ブレーキを かけたものの間に合わず、衝突したものと 考えられる。



- ・ 事業者においては、運転者に対し、<mark>梯団走行における車間距離の確保</mark>について指導してたもの の、守られていなかったため、事故につながったものと考えられる。
- 1号車、2号車、3号車の乗客のほとんどがシートベルトを装着していなかったことが、被害を拡大させたものと考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、梯団走行において起こり易い車間距離不足と前方車両が急ブレーキをかけることはないという間違った思い込みにより追突が発生し易いことを十分理解させる必要がある。
- ★ 負傷者の多くがシートベルト未装着であったことから、シートベルト装着の啓発については、 事業者は、シートベルト装着による被害軽減の事故防止効果を車内の張り紙などの視覚的手 段を用いて装着を求め、運転者に対する教育実施と運転者からのアナウンスによる聴覚的手 段を用いるなどして、乗客にシートベルト装着を求めていく必要がある。